

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第8回 情報システムと法令及び官公庁の業務

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

(1) 近況

4月の人事異動で、今まで勤務していた地方独立官公庁法人を離任し、神奈川県庁（以下「県」と言います。）に復帰しました。そのため、前職場で従事していた新型コロナウイルス担当も、終了しました。

そして、17年ぶりに人事課に配属され、人事給与システムの運用を担当することになりました。もっとも、17年前はサーバ管理やセンターのオペレーションを担当するチームの一員でしたが、今回は、サブシステムのひとつ、会計年度任用職員（4月からの制度名称。旧制度は、非常勤職員。）の給与計算などを担当するチームの一員です。開発を経ずに運用を担当するのは、25年ぶりとなります。情報システムの仕事のブランクは、約3年です。人事給与システムは、稼働から3年が経過しています。

今の職場に着任して3週間が経ちます。まだまだ分からないことが多いのですが、以前から従事している20歳くらい若い職員たちに聞きながら、徐々に仕事を覚えていきたいと考えています。

(2) 今回担当する情報システムと、過去の私のかかわり

今回担当する人事給与システムについて、13年前に、県の情報システム全体最適化計画※1)の立案を担当したとき、将来像を描きました。当時の人事給与システムでは、フルタイムの職員だけを給与計算の対象にしており、非常勤の職員を対象にした給与計算システムが別にありました。そのため、全体最適化計画で、人事給与システムを再開発する機会に、この2つのシステムを統合するという将来像を描きました。そして、今回の異動で、非常勤職員の給与計算を担当することになりました。

また、7年前には、情報システムの開発前評価を担当し、一人で県のすべての案件を評価していました。そのとき、人事給与システムが開発前評価にエントリされました。人事給与システムは、県の情報システムの中でも大規模なものなので、私は、この情報システムの開発前評価を実施すると、他の案件を評価する時間がなくなることを心配しました。人事給与システムの再開発の企画に情報システム部門が関与していたことから、私は、予算が少なすぎるという懸念を抱いていたにもかかわらず、自らは評価しないで情報システム部門に任せるという判断をしました。なお、予算の制約は、情報システム部門も不本意だったようです。

予算不足を指摘しなかったことを、私は、後日、悔いることとなります。

ちなみに、この開発前評価を担当する前と後に、県の人事給与システムとは異なる、県が設立した地方独立行政法人の人事給与システムの発注者側のプロジェクトマネージャを2度経験しました。

2 官公庁における情報システム化対象業務

ここからが本題となります。

先日、金崎健太郎先生の「政府情報システム調達の事例研究：マイナンバー・情報提供ネットワークシステムの調達事例」^{※2)}を拝読したところ、法案成立後に既に決められたスケジュールに合わせるように調達と開発を実施する現状を批判し、各省庁の法案に対する事前の情報システム審査を提言されていました。金崎先生は、審査の具体的な内容として、法案の立案段階において、情報システムの視点からの実現の可否、対応しうる事業者の存否、調達・開発に必要な期間、コストなどを精査し法案に反映させる手続きが必要であるとしています。

そこで、改めて、官公庁において、どのような業務が情報システム化の対象になっているか、県の情報システムの棚卸を2回、そして、情報システムの開発前評価を2年間担当した経験に基づき、説明いたします。

とても感覚的ですが、マスタ件数が千件以上なら、情報システム化していることがあり、一万件以上なら、ほぼ確実に情報システムを用いて業務を実施しているのでは、ないでしょうか。残念ながら感覚的な表現にならざるを得ないのは、私は、情報システム化している県の業務は、概要をほぼ把握しているのですが、情報システム化していない業務を把握していないからです。

県の情報システムで、マスタ件数の多いものには、たとえば、自動車税を管理するものがあります。自動車税の課税客体、すなわちマスタ件数である自動車の数は270万台^{※3)}です。なお、この台数には、軽自動車を含みません。自動車税は都道府県税で、軽自動車税は市町村税だからです。

県営水道の情報システムのマスタ件数は、給水戸数、すなわちお客様の数です。給水戸数には、いわゆる一般家庭用である家事用だけでなく、営業用、工場用、プールなどを含みます。その数は130万戸^{※4)}です。

マスタ件数が270万件の自動車税管理業務、130万件の県営水道業務ともに情報システムが不可欠であり、どちらも、県の中では規模の大きい情報システムの一つです。

情報システムが適切に機能しないと、マスタ件数が千件以上の一部業務、一万件以上のほぼすべての業務が、情報システム化しているというのは、県における私の実務経験に基づきますが、他の官公庁でも同様と考えるのが自然です。

業務品質は様々な要因に依存していますが、情報システムの開発や運用は、それが不適切に実施されると、業務品質が大きく低下します。したがって、情報システムの開発や運用への考慮が不足していると、業務の実施が不適切になるおそれがあります。

3 法令と情報システム開発

金崎先生は、ご自身が総務省職員として携わったマイナンバーの情報システム調達経験に基づき、法案の事前の情報システム審査を提言されています。

私自身が聞いた話では、マイナンバーより前のことですが、2009年4月に施行された教育職員免許法の改正で、既存の情報システムに代わる新たな情報システムの開発が必要になったとのことでした。

この制度の導入の経緯は、佐藤利幸先生の「教員免許更新制導入に至る経緯」^{※5)}に詳しく記載されていますので、興味のある方はご覧ください。

教員免許は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員に必要なものです^{※6)}。法改正前は、教員免許に有効期限がありませんでしたが、法改正により、教員免許の有効期間が10年になり、更新には、講習受講が必要となりました。しかし、運転免許証と異なり、教員免許には、免許更新案内は、ありません^{※7)}。そして、うっかり教員免許が失効すると、教員の資格を失います。教員の資格を失うと、職を失いかねないのですから、免許保有者に免許更新案内がないという現行の制度設計は、議論の余地があると考えます。

免許保有者に免許更新案内をすると、教員免許を授与している都道府県教育委員会が、免許保有者の現住所か勤務先を管理することが必須となります。運転免許証では、免許保有者から見える免許更新業務や免許保有者に義務付けられている住所変更等の届出から、都道府県警察が免許保有者の現住所を管理し、勤務先は管理していないことは、自明です。教員免許で免許保有者に免許更新案内をするには、私の経験では、ある程度の工数をかけて、制度設計と業務設計を適切に実施する必要があり、法案提出前の情報システム審査も必要になると考えます。

4 まとめ

官公庁では、マスタ件数が千件以上の一部業務、一万件以上のほぼすべての業務が、情報システム化していると考えられるため、情報システムの開発や運用への考慮が不足していると、業務の実施が不適切になるおそれがあります。

また、制度改正に伴い情報システムの開発や改修が必要なときは、法令の議案を国会や地方議会に提出する前に、制度設計と業務設計を適切に実施するとともに、情報システム審査をする必要があります。

5 おわりに

本稿の内容は、県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

ご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をいただければ、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップさせていただく、

貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

※ 1) 正式名称は、「情報システム再編整備事業全体計画」です。現在、この計画の内容をホームページで確認することは、できません。

※ 2) 金崎健太郎, “政府情報システム調達の事例研究：マイナンバー・情報提供ネットワークシステムの調達事例”

https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=28233&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1 参照 2020-4-21, 2019.

※ 3) 神奈川県統計センター, “神奈川の統計 令和 2 年 3 月号”

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x6z/tc10/kanagawanotoukei.html> 参照 2020-4-20, 2021.

このうち、自動車保有車両数から引用。

※ 4) 神奈川県企業庁, “平成 3 0 年度水道事業統計年報”

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/3360/30-nenpou.pdf> 参照 2020-4-21, 2019.

※ 5) 佐藤利幸, “教員免許更新制導入に至る経緯”

https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/173809/1/reaf11_117.pdf 参照 2020-4-21, 2008.

※ 6) 文部科学省, “教員免許制度の概要”

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/__icsFiles/afieldfile/2019/09/09/1339300_1.pdf 参照 2020-4-21, 2019.

※ 7) 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課, “教員免許更新制”

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm 参照 2020-4-21.